平成２４年（フ）第１４４０号
京都市南区東九条西明田町18番地８
債務者　小杉　佳弘
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９３号
京都市右京区太秦東蜂岡町17　第10パールハイツフレール２－Ｃ、住民票上の住所京都府城陽市枇杷庄島ノ宮93番地の16
債務者　古槇香名恵
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
京都市伏見区三栖向町749番地
債務者　安田泰弘こと　魚　　泰弘
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
京都府長岡京市神足１丁目10番６号
債務者　エムズこと　宮崎　勝行
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
京都市中京区壬生森町56－８　ランドマーク林605号、住民票上の住所京都市中京区猪熊通御池下る三坊猪熊町南組361番地１　セカンドコンフォート106
債務者　新垣　　望（旧姓梶）
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５６号
兵庫県姫路市青山南３丁目８番４－301号県営住宅青山南団地４号棟
債務者　寺尾八重子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６７号
広島市中区舟入南４丁目１番７－305号　舟入マンション
債務者　尾藤　静香
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４４３号
福岡市西区壱岐団地41番304号
債務者　内山　勝美
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６５９号
福岡県古賀市薦野1440番地７
債務者　瀬戸　照之
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７８０号
福岡県春日市白水池３丁目27番地
債務者　小幡　悦子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２２５号
福岡市南区高宮２丁目６番15号
債務者　吉村　謙之
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４２号
福岡県古賀市天神５丁目13番16号
債務者　古閑　利架
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５２号
福岡県糸島市前原駅南１丁目14番１号103
債務者　田尾　　光
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７９号
福岡県糟屋郡粕屋町内橋318番　リファレンス空港東503号
債務者　下津浦陽子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０８号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央１丁目１番23号
債務者　大浦　泰弘
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４５号
福岡市博多区板付４丁目13番２－803号
債務者　古賀　克祐
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５２号
福岡県宗像市自由ヶ丘南１丁目16番地６
債務者　池田　晋一
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５８号
福岡市博多区千代３丁目19番１－508号
債務者　海地　敏幸
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部